

市立つるせ台小学校、市立図書館鶴瀬西分館
及び市立つるせ台放課後児童クラブ
整備並びに維持管理運営事業
事業契約書（案）

- 1 事業名 市立つるせ台小学校、市立図書館鶴瀬西分館及び市立つるせ台放課後児童クラブ整備並びに維持管理運営事業
- 2 事業目的 上記事業の遂行（業務の概要は約款第6条に定めるとおり）
- 3 事業場所 埼玉県富士見市鶴瀬西二丁目2551番7外
- 4 事業期間 自契約締結日の翌日至平成35年3月31日
- 5 契約金額 金 円
（うち消費税及び地方消費税の額 金 円）
ただし、別紙12に定めるサービス購入料のうちサービス購入料Bの割賦手数料については、非課税とする。また、約款の定めるところに従って金額の改定又は減額がなされた場合には、かかる改定又は減額がなされた金額とする。
- 6 契約保証金 免除する。ただし、約款の定めるところに従って履行保証保険を付保しなければならない。
- 7 契約条件 約款のとおり

上記の事業契約について、下記の発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、富士見市契約規則（平成18年富士見市規則第4号）及び約款の定めるところに従い、上記のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行することを誓約する。なお、本契約は仮契約であって、本契約が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第9条に基づく富士見市議会の議決を取得し、富士見市立図書館条例及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、事業者が図書館分館の指定管理者として指定されることにつき、富士見市議会の議決を取得した日に本契約が成立することを確認する。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

発注者：埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1
富士見市
富士見市長 浦野 清 印

受注者：

印

市立つるせ台小学校、市立図書館鶴瀬西分館
及び市立つるせ台放課後児童クラブ
整備並びに維持管理運営事業
事業契約約款

目次

前文	1
第1章 用語の定義	1
第1条 (定義)	1
第2章 総則	5
第2条 (目的及び解釈)	5
第3条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	5
第4条 (事業日程)	5
第5条 (事業の場所)	5
第6条 (本事業の概要)	5
第7条 (事業者の資金調達)	6
第8条 (許認可及び届出等)	6
第9条 (補助金申請等への協力)	7
第3章 設計	7
第10条 (本件工事に係る設計)	7
第11条 (第三者による実施)	7
第12条 (基本設計の調整)	8
第13条 (実施設計の完了)	8
第14条 (設計の変更)	8
第4章 本件工事	10
第1節 総則	10
第15条 (本件工事の実施)	10
第16条 (第三者による実施)	10
第17条 (事業者の責任)	10
第18条 (施工計画書等)	10
第19条 (工事監理者)	11
第20条 (本事業用地等の管理)	11
第21条 (事前調査)	11
第22条 (本件工事に伴う近隣対策)	12

第 23 条	(本件工事期間中の保険)	12
第 24 条	(履行保証保険)	12
第 25 条	(備品の搬入)	13
第 2 節	検査・確認	13
第 26 条	(工事施工に関する報告)	13
第 27 条	(中間確認及び建設現場立会い等)	13
第 28 条	(事業者による竣工検査等)	14
第 29 条	(シックスクールへの対応)	14
第 30 条	(法令による完成検査等)	14
第 31 条	(市による竣工確認)	15
第 32 条	(施設供用の実施体制整備)	15
第 33 条	(施設供用業務仕様書の提出)	15
第 34 条	(建設業務完了手続)	16
第 3 節	工期の変更	16
第 35 条	(工事の一時停止)	16
第 36 条	(工期の変更)	17
第 37 条	(工期変更の場合の費用負担)	17
第 4 節	損害の発生	18
第 38 条	(第三者に対する損害)	18
第 39 条	(本施設への損害)	18
第 5 節	引渡し	18
第 40 条	(本施設の引渡し)	18
第 41 条	(施設供用の開始準備)	19
第 42 条	(施設供用開始の遅延)	19
第 43 条	(瑕疵担保責任)	20
第 5 章	施設供用業務	21
第 1 節	総則	21
第 44 条	(本施設の施設供用)	21
第 45 条	(費用負担)	21
第 46 条	(第三者による実施)	21
第 47 条	(施設供用の実施計画)	22
第 48 条	(施設供用の実施体制)	22
第 49 条	(情報管理)	22
第 50 条	(本施設の修繕・更新)	22
第 51 条	(非常時又は緊急時の対応等)	23

第 2 節	モニタリング	24
第 52 条	(施設供用の業務報告)	24
第 53 条	(モニタリングの実施)	24
第 54 条	(損害の発生)	24
第 6 章	サービス購入料の支払	25
第 55 条	(サービス購入料の支払)	25
第 56 条	(サービス購入料の改定)	25
第 57 条	(サービス購入料の減額)	25
第 7 章	契約の終了	25
第 58 条	(契約期間)	25
第 59 条	(市の事由による解除)	26
第 60 条	(事業者の債務不履行等による解除)	26
第 61 条	(市の債務不履行による解除等)	26
第 62 条	(法令の変更及び不可抗力)	27
第 63 条	(特別措置等によるサービス購入料の減額)	27
第 64 条	(施設供用開始前の解除の効力)	27
第 65 条	(施設供用開始後の解除の効力)	29
第 66 条	(損害賠償)	30
第 67 条	(保全義務)	30
第 68 条	(関係書類の引渡し等)	30
第 69 条	(所有権の移転)	31
第 8 章	雑則	31
第 70 条	(公租公課の負担)	31
第 71 条	(協議義務)	31
第 72 条	(金融機関等との協議)	31
第 73 条	(財務書類の提出)	31
第 74 条	(秘密保持)	31
第 75 条	(著作権等)	32
第 76 条	(著作権の侵害防止)	32
第 77 条	(産業財産権)	32
第 78 条	(株式等の発行制限)	32
第 79 条	(権利等の譲渡制限)	32
第 80 条	(事業者の兼業禁止)	32
第 81 条	(遅延利息)	33

第 82 条 (要求水準書の変更)	33
第 83 条 (管轄裁判所)	33
第 84 条 (疑義に関する協議)	33
第 85 条 (その他)	33
別紙一覧	35
別紙 1 日程表	36
別紙 2 本事業用地	37
別紙 3 基本設計図書	38
別紙 4 実施設計図書	39
別紙 5 着工時の提出書類	40
別紙 5-2 工事監理業務の提出書類	41
別紙 6 施工中の提出書類	42
別紙 7 竣工時の提出図書	43
別紙 8 事業者等が付保する保険	44
別紙 9 不可抗力による損害及び追加的な費用の負担割合	45
別紙 10 保証書の様式	46
別紙 11 業務報告書の構成及び内容	48
別紙 12 サービス購入料の金額と支払いスケジュール	49
別紙 13 サービス購入料の減額の基準と方法	56
別紙 14 法令変更による追加的な費用の負担割合	61

前 文

富士見市（以下「市」という。）は、少子化の影響による児童数の減少と施設の老朽化等に対応し、教育環境の向上と老朽施設の改善を早期に実現するため、鶴瀬西小学校と上沢小学校を統合した「市立つるせ台小学校」、「市立図書館鶴瀬西分館」及び「市立つるせ台放課後児童クラブ」を複合した施設、並びにこれらに付帯する工作物等を鶴瀬第二団地建替事業の事業用地内に新設することとした。

市は、上記施設整備に係る事業を実施するにあたり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）の定めるところに従って、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、かかる事業を市立つるせ台小学校、市立図書館鶴瀬西分館及び市立つるせ台放課後児童クラブ整備並びに維持管理運営事業として「特定事業」に選定し、これを民間事業者に対して一体の事業として発注することとした。

市は、市立つるせ台小学校、市立図書館鶴瀬西分館及び市立つるせ台放課後児童クラブ整備並びに維持管理運営事業実施方針を公表し、市立つるせ台小学校、市立図書館鶴瀬西分館及び市立つるせ台放課後児童クラブ整備並びに維持管理運営事業入札説明書に従い、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 の規定による総合評価一般競争入札の方式で民間事業者の募集を実施し、最も優れた提案を行った応募者グループ（以下「本応募者グループ」という）を落札者として選定した。

本応募者グループは、市との間において平成 年 月 日付基本協定書を締結し、基本協定の定めるところに従って、本事業遂行のための特別目的会社
(以下「事業者」という。) を設立した。

市及び事業者は、上記基本協定書第 6 条第 1 項の定めるところに従い、本事業の実施に関して、以下のとおり合意する。

第 1 章 用語の定義

第 1 条 (定義)

本契約において使用する用語の定義は、本文中に特に定義されているものを除き、次のとおりとする。

- (1) 「維持管理業務」とは、本施設の全部又は一部の性能、効用等の現状を維持し、その機能が充分発揮されるようにするための関連業務をいい、次の各号所定の業務を含むものとする。なお、「維持管理」とは、当該業務を行うことをいう。

- ア 建築物保守管理業務
 - イ 建築設備等保守管理業務
 - ウ 清掃業務
 - エ 保安警備業務
- (2) 「維持管理企業」とは、をいう。
- (3) 「運營業務」とは、図書館分館を、富士見市立図書館条例並びに地方自治法第 241 条の 2 第 3 項の規定に基づいて指定された指定管理者として、富士見市民等に一般開放することの関連業務（図書館分館の利用許可を含む。）をいい、次の各号所定の業務を含むものとする。なお、「運営」とは、当該業務を行うことをいう。
- ア 開館準備業務
 - イ 総括・管理業務
 - ウ 奉仕業務
 - エ 備品管理業務
- (4) 「運営個別事務受託者」とは、をいう。
- (5) 「基本設計」とは、市が平成 17 年度に策定した「（仮称）統合小学校建設工事基本設計」（その後の変更を含む。）をいう。
- (6) 「基本設計図書」とは、基本設計に付随関連する書類又は図面をいう。
- (7) 「供用開始予定日」とは、本施設のそれぞれについて市が供用を開始することを予定する日をいい、図書館分館及び後期供用開始屋外運動場を除くその余の本施設については平成 21 年 1 月 1 日を予定し（以下「第 1 供用開始予定日」という。）、図書館分館については平成 21 年 4 月 1 日（以下「第 2 供用開始予定日」という。但し、平成 20 年 12 月頃から第 2 供用開始予定日までの期間を開館準備期間とする。）、後期供用開始屋外運動場は平成 21 年 11 月 1 日（以下「第 3 供用開始予定日」という。）を予定する。
- (8) 「建設企業」とは、をいう。
- (9) 「建基法」とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）をいう。
- (10) 「個人情報」とは、個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に定義された意味を有し、本契約の関係においては、特定の個人に関する次の各号所定ものを特に含むものとする。
- ア 個人名、住所、勤務先、電話番号、連絡先（電話、ファックス、メールアドレス等）等の特定の個人を識別することができる情報
 - イ 読書事実（記録）、利用事実その他の図書館分館の利用情報
 - ウ そのほか、本事業遂行上知り得た情報
- (11) 「後期供用開始屋外運動場」とは、第 18 条の定めるところに従って市に提出される施工計画書において第 3 供用開始予定日に供用開始が予定された小学校の一部をいう。
- (12) 「サービス購入料」とは、市が、サービス購入料債権に係る債務の弁済として、事

業者に対して支払う金銭をいう。

- (13) 「サービス購入料債権」とは、本事業に係る対価を請求する権利として、本契約に基づき、事業者が市に対して有する一体不可分の債権をいう。
- (14) 「事業者提案」とは、本応募者グループ又は事業者が本事業の入札手続において市に提出した提案書類、市からの質問に対する回答及び本契約締結までに提出したその他一切の書類をいう。
- (15) 「事業スケジュール」とは、第 4 条の定める日程に従って行われるべき本事業の業務遂行スケジュールをいう。
- (16) 「事業年度」とは、各暦年の 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終了する 1 年間をいう。ただし、初年度は本契約について PFI 法第 9 条の規定に基づき、議会の議決が得られ、かつ図書館分館につき設置条例が制定されて、当該条例の関連規定及び地自法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、事業者が図書館分館の指定管理者として指定された日又は市と事業者が合意により変更した日から最初に到来する 3 月 31 日までの期間をいう。
- (17) 「施設供用業務」とは、図書館分館に関しては、維持管理業務及び運營業務の総称又はそのいずれかを、図書館分館以外の各本施設に関しては、維持管理業務のみをいい、「施設供用」とは、当該業務を行うことをいう。
- (18) 「実施設計図書」とは、第 13 条の定めるところに従って市の確認が得られた書類及び図面その他の設計に関する図書（第 14 条の定めるところに従って変更された場合には、当該変更された設計図書）をいう。
- (19) 「修繕・更新」とは、建築物等の劣化した部分若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を要求水準に示すレベルまで回復させることをいい、そのうち、建物に関する建築物修繕措置判定手法による建物の一側面若しくは連続する一面全体又は全面に対して行う修繕、並びに、設備に関する機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕を「大規模修繕」という。
- (20) 「竣工図書」とは、第 30 条第 4 項の定めるところに従って市に提出された書類及び図面（その後の変更を含む。）をいう。
- (21) 「小学校」とは、入札書類において鶴瀬西小学校と上沢小学校を統合した「市立つるせ台小学校」として特定されて整備対象とされた施設及びその附帯設備又はこれに相当する本件工事により整備された施設及び附帯設備をいい、後期供用開始屋外運動場を含むものとする。
- (22) 「生活環境影響」とは、騒音、振動、光害、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染（粉塵発生を含む。）、水質汚染、悪臭、電波障害（地上波デジタル放送電波を含む。）、交通渋滞等その他の本事業が近隣住民の生活環境に与える影響をいう。
- (23) 「整備期間」とは、本契約締結日の翌日を始期とし、全ての本施設の施設供用が開始された日の前日を終期とする期間をいう。
- (24) 「設計企業」とは、をいう。
- (25) 「設計図書」とは、基本設計図書及び実施設計図書をいう。

- (26) 「地自法」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）をいう。
- (27) 「図書館分館」とは、入札書類において「市立図書館鶴瀬西分館」として特定されて整備対象とされた施設及びその附帯設備又はこれに相当する本件工事により整備された施設及び附帯設備をいう。
- (28) 「入札書類」とは、本事業に係る実施方針、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、及び当該資料に関して受け付けられた質問に対する市の回答（その後の修正を含む。）の総称をいう。
- (29) 「引渡日」とは、第 40 条第 1 項の定めるところに従って後期供用開始屋外運動場以外の本施設の引渡し完了した日をいう。
- (30) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、落雷、地滑り、落盤、火災、有毒ガスの発生、騒乱、暴動、戦争、テロその他市及び事業者の責に帰すことのできない自然的又は人為的な事象であつて、取引上又は社会通念上要求される一切の注意や予防措置を講じても、損害を防止できないものをいい、本施設に直接物理的な影響がなくとも、落雷等を原因とする送電線の破断による送電の停止などの間接的事由も含むものとする。疑義を避けるため、「不可抗力」とは、本契約の締結後に発生する事象に限られ、本契約の締結時に存在する土地の瑕疵及び埋蔵物の存在は含まれないことを確認する。
- (31) 「放課後児童クラブ」とは、入札書類において「市立つるせ台放課後児童クラブ」として特定されて整備対象とされた施設及びその附帯設備又はこれに相当する本件工事により整備された施設及び附帯設備をいう。
- (32) 「法令」とは、本事業又は事業者に適用がある法律・命令・条例・政令・省令・規則、若しくは行政処分・通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、若しくはその他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等をいう。
- (33) 「本件工事」とは、設計図書に従った本施設の建設、外構等の整備、機器・器具及び什器備品の設置その他の整備業務に係る工事をいう。
- (34) 「本件工事期間」とは、本件工事の着工日からあらゆる本施設の施設供用が開始された日までをいう。
- (35) 「本事業」とは、市立つるせ台小学校、市立図書館鶴瀬西分館及び市立つるせ台放課後児童クラブ整備並びに維持管理運営事業をいう。
- (36) 「本事業期間」とは、本契約成立日から本契約の終了する日までをいう。
- (37) 「本事業用地」とは、本事業が実施される土地をいい、その詳細は別紙 2 に記載される。
- (38) 「本施設」とは、小学校、図書館分館、放課後児童クラブ並びにその他の入札書類において整備対象とされた施設及びその附帯設備又はこれに相当する本件工事により整備された施設及び附帯設備をいう。
- (39) 「埋蔵物」とは、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 2 条第 4 号所定の「記念物」として同法に従って保護を受ける「文化財」に該当する貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峽

- 谷、海浜、山岳その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高いものをいう。
- (40) 「要求水準書」とは、入札説明書の附属資料の一部であり、本事業の業務範囲の実施について、市が事業者に要求する業務水準を示す図書をいう。
- (41) 「PFI 法」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。

第 2 章 総則

第 2 条 （目的及び解釈）

- 1 本契約は、市及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。
- 2 事業者は、法令のほか、本契約、入札書類及び事業者提案に従って本事業を遂行するものとし、本契約、入札書類及び事業者提案の間に齟齬がある場合、本契約、入札書類、事業者提案の順にその解釈が優先するものとする。ただし、事業者提案が要求水準書に示された水準をより厳格な又は望ましい水準を規定している場合は、事業者提案が要求水準書に優先するものとし、本契約、入札書類又は事業者提案の各書類を構成する書類間において齟齬がある場合には、作成又は締結日付の後のものが優先するものとする。
- 3 本契約における各条項の見出しは参照の便宜のためであり、本契約及び本契約の解釈に影響を与えるものでない。

第 3 条 （公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

- 1 事業者は、本事業が学校教育施設の整備事業としての公共性を有することを十分理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。
- 2 市は、本事業が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

第 4 条 （事業日程）

本事業は、別紙 1 に記載される日程に従って実施されるものとする。

第 5 条 （事業の場所）

本事業を実施する場所は、別紙 2 に示すとおりとする。

第 6 条 （本事業の概要）

- 1 本事業は、次の各号所定の業務その他これらに付随し、関連する一切の業務により構成されるものとする。なお、本施設の大規模修繕は本事業に含まれないものとする。

- (1) 本施設の設計及び設計関連業務
 - (2) その他工事着工までに必要な関連手続業務
 - (3) 本施設の建設工事及びこれらの関連業務
 - (4) 屋外運動場、屋外附帯施設及び外構施設の設計並びに整備工事、並びにこれらの関連業務
 - (5) 工事を伴う備品の設置等の業務
 - (6) 工事監理業務
 - (7) 本施設の市への所有権移転に関する業務
 - (8) 本施設の維持管理業務
 - ア 建築物保守管理業務
 - イ 建築設備等保守管理業務
 - ウ 清掃業務
 - エ 保安警備業務
 - (9) 図書館分館運営業務
 - ア 開館準備業務
 - イ 総括・管理業務
 - ウ 奉仕業務
 - エ 備品管理業務
- 2 本施設の名称は、市が定める権利を有するものとする。

第7条 (事業者の資金調達)

- 1 本契約に別段の規定がある場合を除き、本契約上の事業者の義務の履行に関連する一切の費用は、全て事業者が負担するものとし、また、本事業に関する事業者の資金調達は、全て事業者が自己の責任において行うものとする。
- 2 事業者は、本事業に関する資金調達に対して、PFI 法第 16 条（支援等）に規定された国による財政上及び金融上の支援を求めることができる。また市は、事業者が PFI 法第 16 条（支援等）に規定された法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができるよう努めるものとする。

第8条 (許認可及び届出等)

- 1 事業者は、第 4 項の場合を除き、本契約上の事業者の義務を履行するために必要となる一切の許認可の取得及び届出等を、自己の責任及び費用負担において行うものとする。
- 2 事業者は、本件工事に関して建基法に基づく建築確認申請を行う場合、事前に、市に対して当該申請の内容を説明し、また、建築確認を取得したときには、直ちに市に対してその旨を報告するものとする。
- 3 前項に定める場合のほか、事業者は、市が請求したときには、直ちに各種許認可等の書類の写しを市に提出するものとする。
- 4 事業者が市に対して協力を求めた場合、市は、事業者による前項に定める許認可の取

得及び届出等に必要な資料の提出その他について協力するものとする。

- 5 市が本事業に関し許認可を取得し又は届出を行う必要があり、事業者に対して協力を求めた場合、事業者は、市による許認可の取得及び届出等に必要な資料の提出その他について協力するものとする。

第9条（補助金申請等への協力）

事業者は、市の求めるところに応じて、義務教育施設整備に係る国庫補助金交付の申請手続並びに会計検査に必要な書類その他の資料の作成を補助するものとする。

第3章 設計

第10条（本件工事に係る設計）

- 1 事業者は、本契約締結後、事業者提案に従って、速やかに、本件工事に係る設計業務を開始するものとする。
- 2 事業者は、法令を遵守のうえ、本契約、入札書類及び事業者提案に基づき、本件工事に係る設計（原則として、実施設計に限られるが、事業者提案又は第12条により当初の基本設計から変更される箇所については基本設計を含むものとする。以下同じ。）を実施するものとする。
- 3 事業者は、事前に、本件工事に係る建基法第5条の4第1項に規定する設計業務についての責任者を選任したうえ、その名称及び組織体制を市に対して通知するものとする。
- 4 事業者は、事前に、本件工事に係る設計に係る設計計画書（設計業務実施体制及び設計業務工程表を含む。以下同じ。）を作成したうえ、市に対して提出し、市の承認を得るものとする。事業者は、市の承認を得た設計計画書に従って本件工事に係る設計を遂行するものとする。
- 5 事業者は、定期的には又は市の請求がある場合には随時、本件工事に係る設計の進捗状況に関して市に報告するとともに、必要があるときは、本件工事に係る設計の内容について市と協議するものとする。

第11条（第三者による実施）

- 1 事業者は、本件工事に係る設計を設計企業に委託し又は請け負わせるものとする。
- 2 事業者は、設計企業以外の第三者に本件工事に係る設計の全部又は大部分を委託し又は請け負わせてはならない。ただし、かかる第三者の商号、所在地その他市が求める事項を市に事前に通知したうえ、市の事前の承諾を得た場合はこの限りでない。
- 3 事業者は、本件工事に係る設計の一部を設計企業以外の第三者に委託し又は請け負わせる場合、事前に当該第三者の商号、所在地その他市が求める事項を市に届け出るものとする。設計企業又はかかる第三者が本件工事に係る設計の一部を自己以外の第三者に委託し又は請け負わせる場合も同様とする。

- 4 設計企業その他本件工事に係る設計に関して事業者又は設計企業が使用する一切の第三者に対する本件工事に係る設計の委託又は請負は全て事業者の責任において行うものとし、設計企業その他本件工事に係る設計に関して事業者又は設計企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

第12条（基本設計の調整）

事業者は、市と協議を行い、市の承認を得たときに限り、事業スケジュール及び契約金額の変更を伴わず、かつ事業者提案を逸脱しない範囲で基本設計の内容調整及び変更を行うことができるものとする。

第13条（実施設計の完了）

- 1 事業者は、第10条第4項に定めるところの設計計画書に記載される日程に従って、本件工事に係る別紙4所定の書類又は図面を作成したうえ、市に対して提出し、その確認を得るものとする。
- 2 市は、前項に定めるところに従って提出された書類又は図面が、本契約、入札書類、基本設計図書若しくは事業者提案の定めるところに従っていないと判断する場合、事業者に対して、かかる判断をした箇所及び理由を示したうえ、事業者の費用負担において、その修正を求めることができ、事業者はこれに従うものとする。
- 3 前項の場合を除くほか、市は、書類又は図面の提出後相当の期間内において、事業者に対し、実施設計図書の内容を確認した旨を通知する。市はかかる確認を理由として本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

第14条（設計の変更）

- 1 市は、必要があると認める場合、事業者に対して、本施設の設計変更を請求することができる。事業者は、かかる請求を受領した日から15日以内に、当該設計変更の可否及び事業者の本事業の実施に与える影響を検討したうえ、市に対してその結果（当該設計変更による工期の変更の有無及び当該設計変更の事業者提案の範囲の逸脱の有無についての検討結果を含む。）を通知するものとする。市は、当該設計変更が工期の変更を伴わず、かつ、事業者提案の範囲を逸脱しない場合、かかる事業者の検討結果を踏まえて当該設計変更の可否を最終的に決定したうえ、事業者に対して通知するものとし、事業者は、通知されたところから従い設計変更を行うものとする。
- 2 事業者は、設計変更の必要性及びそれが事業者の本事業の実施に与える影響を検討し、かかる検討結果を市に対して通知し、かつ、市の事前の承諾を得たうえで、本施設の設計変更を行うことができる。ただし、当該設計変更が市の責めに帰すべき事由によるときは、設計変更の内容について協議したうえ、市はこれを承諾するものとする。
- 3 前二項の定めるところに従って設計変更が行なわれた場合で、当該設計変更により市又は事業者において損害、損失又は費用（本事業を遂行するにあたり当該設計変更によ

り事業者において生ずる追加的な費用を含む。)が発生したときは、市及び事業者は、その負担について、以下の各号に定めるところに従うものとする。ただし、当該設計変更により事業者において本事業に要する費用の減少が生じたときは、市は、事業者と協議したうえ、サービス購入料の支払額を減額することができる。なお、第3号及び第4号の場合、第62条第1項ないし第3項の規定は、適用されない。

- (1) 当該設計変更が市の責めに帰すべき事由による場合、市がこれを負担するものとし、サービス購入料を増額することなどにより事業者に対して支払うものとする。
 - (2) 当該設計変更が事業者の責めに帰すべき事由による場合、事業者がこれを負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間の協議によりこれを定めるものとする。
 - (3) 当該設計変更が法令変更による場合、別紙14に定めるところに従って、市又は事業者がこれを負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間の協議によりこれを定めるものとする。
 - (4) 当該設計変更が不可抗力による事由に基づくものである場合、別紙9に定めるところに従って、市及び事業者がこれを負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間の協議によりこれを定めるものとする。
- 4 第1項の定めるところに従って市が事業者に対して請求した設計変更又は第2項の定めるところに従って事業者が行おうとする設計変更が、工期の変更を伴い又は事業者提案の範囲を逸脱する場合、本契約の他の規定にかかわらず、市は、事業者との間において当該設計変更の当否、工期の変更の当否及び供用開始予定日の変更の当否について協議することができる。かかる協議の結果、当該設計変更等を行なうことを合意したときは、事業者は、その合意されたところに従って設計変更を行うものとする。
- 5 前項の協議においては、当該変更により市又は事業者において生ずる損害、損失又は費用（本事業を遂行するにあたり事業者において当該変更により生ずる追加的な費用を含む。）の負担及び支払の方法並びに当該変更により事業者において生ずる本事業に要する費用の減少に伴うサービス購入料の減額についても合意することができる。但し、市又は事業者において生ずる損害、損失又は費用（本事業を遂行するにあたり事業者において当該変更により生ずる追加的な費用を含む。）の負担については、第3項第1号及び第2号の定めるところに従うものとする。
- 6 前二項にかかわらず、第1項の定めるところに従って市が事業者に対して請求した設計変更又は第2項の定めるところに従って事業者が行おうとする設計変更が、工期の変更を伴い又は事業者提案の範囲を逸脱する場合で、それらの変更が不可抗力又は法令変更に基づくものであるときは、市及び事業者は、第62条に定めるところに従うものとする。

第4章 本件工事

第1節 総則

第15条 (本件工事の実施)

- 1 事業者は、第13条第1項ないし第3項の定めるところに従って実施設計図書につき市の確認を得、かつ、本件工事に要する各種申請手続その他必要となる手続が完了した後速やかに、本件工事を開始するものとする。
- 2 事業者は、日本国の法令を遵守のうえ、本契約、入札書類、事業者提案及び設計図書に従い、本件工事を実施するものとする。

第16条 (第三者による実施)

- 1 事業者は、本件工事を建設企業に委託し、又は請け負わせるものとする。
- 2 事業者は、建設企業以外の第三者に本件工事の全部又は大部分を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、かかる第三者の商号、所在地その他市が求める事項を事前に通知したうえ、市の事前の承諾を得た場合はこの限りでない。
- 3 事業者は、本件工事の一部を建設企業以外の第三者に委託し、又は請け負わせる場合、事前に当該第三者の商号、所在地その他市が求める事項を市に届け出るものとする。建設企業又はかかる第三者が本件工事の一部を自己以外の第三者に委託し又は請け負わせる場合も同様とするが、所定の施工体制台帳の提出による報告をもって当該届出に代えることができる。
- 4 建設企業その他本件工事に関して事業者又は建設企業が使用する一切の第三者に対する本件工事の委託又は請負は全て事業者の責任において行うものとし、建設企業その他本件工事に関して事業者又は建設企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

第17条 (事業者の責任)

- 1 仮設、施工方法その他本件工事を完了するために必要な一切の手段については、事業者が自己の責任において定めるものとする。
- 2 事業者は、本件工事期間中、本件工事に関して必要な工事用電気、水道、ガス等を自己の責任及び費用負担において調達するものとする。市は、相当な範囲においてこれに協力するものとする。

第18条 (施工計画書等)

- 1 事業者は、本件工事の着工前に、別紙5に列挙される図書を作成し、市に対して提出するものとする。提出にあたっては、別紙5に記載される場所に従わなければならない。
- 2 事業者は、前項の定めるところに従って市に対して提出した施工計画書に従って本件

工事を遂行するものとする。

- 3 事業者は、本件工事期間中、工事現場に常に工事記録を整備するものとする。
- 4 事業者は、本件工事期間中、別紙 6 に列挙される図書を作成し、それぞれ記載される事項に応じて遅滞なく、市に対して提出するものとする。提出にあたっては、別紙 6 に記載されるところに従わなければならない。
- 5 市は事業者に対して、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 24 条の 7 に規定する施工体制台帳及び施工体制に係る事項について報告を求めることができる。

第 19 条（工事監理者）

- 1 事業者は、本件工事の着工前に、自らの責任において、建基法第 5 条の 4 第 2 項に規定する工事監理者を設置し、速やかに別紙 5-2 第(1)項所定の各図書を作成し、市に対して提出するものとする。なお、事業者は、建設企業を工事監理者とすることができない。
- 2 事業者は、市の求めるところにしたがって、工事監理者をして工事監理の状況について随時報告させるものとする。
- 3 事業者は、工事監理の状況について工事監理者の作成した別紙 5-2 第(2)項所定の各図書を含む監理業務報告書を作成し、作成対象月の翌月 10 日までに市に対して提出するものとする。

第 20 条（本事業用地等の管理）

- 1 市は、事業者に対し、整備期間中、本事業の遂行のために必要な範囲内で、本事業用地に立ち入り、測定その他の調査を行い、掘削その他の必要な行為を行うほか、本事業用地を利用することを許諾する。
- 2 事業者は、前項の定めるところに従って本事業用地の使用を開始した日から全ての本施設の施設供用が開始される日まで、善良なる管理者の注意義務をもって、使用する本事業用地の管理を行う。

第 21 条（事前調査）

- 1 事業者は、自己の責任と費用負担において、市の事前の承諾を得たうえ、本施設及び本事業用地につき、本件工事に係る設計及び本件工事に必要な調査（地質調査、本施設の調査及び建築準備調査等を含む。）を行うものとする。
- 2 事業者は、前項の定めるところに従って行った調査の結果に基づき、本件工事に係る設計及び本件工事を実施するものとする。
- 3 第 1 項の定めるところに従って事業者が行うべき調査の誤り（事業者の故意又は過失により調査を行わなかったことを含む。）に起因して市又は事業者において生ずる損害、損失又は費用（本事業を遂行するにあたり事業者において当該調査の誤りにより生ずる追加的な費用を含む。）は、事業者がこれを負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間の協議により定めるものとする。
- 4 第 1 項の定めるところに従って、事業者が本件工事に係る設計及び本件工事に必要な

調査を行った結果、事業者において本件工事に係る設計又は本件工事に要する費用が増加する場合で、当該費用の増加の原因が参考図書及び本施設の現場確認の機会から客観的かつ合理的に推測できないものであるときは、合理的な範囲において市がこれを負担するものとし、市と事業者との間の協議により決定される方法に従って、事業者に対して支払うものとする。なお、市及び事業者は、かかる協議に際して、設計変更及び工期又は供用開始予定日の変更についても協議することができ、かかる協議によりこれを変更することができる。

第22条（本件工事に伴う近隣対策）

- 1 市は、本契約の締結日から本件工事の着工日までの間に、近隣住民に対し本事業に係る事業計画の説明を行い、近隣住民の了解を得るよう努めるものとする（本条において以下「近隣説明」という。）。
- 2 事業者は、本件工事の実施により生じうる生活環境影響を勘案したうえ、合理的に要求される範囲において近隣対策（本件工事の内容を近隣住民に対して周知させること、本件工事の作業時間について近隣住民の了解を得ること、及び車両の交通障害、騒音、振動その他工事に伴う悪影響を最小限度に抑えるための対策を含むが、これに限られない。本条において以下「近隣対策」という。）を実施するものとする。
- 3 事業者は市に対して、前項に定める近隣対策の実施について、事前に実施の内容を報告し、事後にその結果を報告するものとする。
- 4 近隣対策により事業者が生じた損害、損失又は費用（本事業を遂行するにあたり事業者において当該近隣対策の実施により生ずる追加的な費用を含む。）については、事業者がこれを負担するものとする。ただし、入札書類において市が設定した条件又は市が実施した近隣説明に直接起因して事業者において生じた損害、損失又は費用（本事業を遂行するにあたり事業者において当該近隣対策の実施により生ずる追加的な費用を含む。）については、市がこれを負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間において協議により決定するものとする。
- 5 事業者は、近隣対策の不調を理由として事業計画を変更することはできない。ただし、市の事前の承諾がある場合はこの限りでない。また、市は、事業者が更なる近隣対策の実施によっても近隣住民の了解が得られないことを明らかにした場合に限り、事業計画の変更を承諾する。
- 6 市は、必要があると認める場合には、事業者が行う近隣対策に協力することができる。

第23条（本件工事期間中の保険）

事業者は、自己又は建設企業をして、本件工事期間中、別紙8第1項に記載されることから従って、保険に加入し、又は加入させるものとする。

第24条（履行保証保険）

- 1 事業者は、本件工事に関し、建設企業との間で請負契約締結後速やかに、本契約上の

債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約を自ら締結し又は建設企業をして締結させるものとする。

- 2 前項の定めるところに従って建設企業をして市又は事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合において、事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結させるときは、事業者は、自らの負担により、市のために、保険金請求権に、第 66 条第 1 項第 1 号による違約金支払債務及び同条第 3 項による損害賠償債務を被担保債務とする質権を設定するものとする。
- 3 事業者は、第 1 項の定めるところに従って履行保証保険契約が締結された場合は、速やかに当該契約に基づく保険証券の原本を市に提出する。ただし、前項に基づいて、事業者が自らを被保険者とする履行保証保険契約を建設企業に締結させた場合は、事業者は、前項に基づく質権を設定した後速やかに係る保険証券の原本を市に提出するものとする。

第 25 条（備品の搬入）

- 1 市が別途発注する備品の搬入作業が事業者の業務遂行に密接に関連する場合、事業者は、自己の費用負担において、随時、管理スケジュールの調整を行い、備品の搬入作業に協力する。
- 2 前項に記載されるところの備品の搬入作業が行われる場合で、当該搬入作業を市から受注した者の故意又は過失に起因して、事業者が、その遂行する本事業に関して損害を被ったときは、合理的な範囲において市がかかる損害を負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間における協議によりこれを定める。

第 2 節 検査・確認

第 26 条（工事施工に関する報告）

事業者は、市が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行うものとする。
また、市は、随時、工事現場での施工状況の確認を行うことができる。

第 27 条（中間確認及び建設現場立会い等）

- 1 市は、本件工事期間中随時、事業者に事前に通知したうえで、本施設が設計図書に従って整備されていることを確認するため、事業者に対して本件工事について中間確認を求めることができるものとし、また、工事現場において本件工事の状況を、事業者の立会いのうえ、確認することができるものとする。
- 2 事業者は、前項に定めるところの中間確認及び本件工事の状況確認の実施について、市に対して最大限の協力を行うものとし、また、建設企業をして、市に対して必要かつ合理的な範囲において説明及び報告を行わせるなど最大限の協力を行わせるものとする。
- 3 市は、前二項に定めるところの確認の結果、本施設が本契約、入札書類、設計図書又は事業者提案に従って整備されていないと判断した場合、事業者に対してその是正を勧

告することができ、事業者はこれに従うものとする。

- 4 事業者は、本件工事期間中に事業者が行う検査又は試験のうち主要なものを実施する場合、事前に市に対して通知するものとする。市は、当該検査又は試験に立ち会うことができるものとする。
- 5 市は、本条に定めるところの確認、是正の勧告又は立会いの実施を理由として、本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

第28条（事業者による竣工検査等）

- 1 事業者は、その日程を7日前に市に対して通知したうえで、自己の責任及び費用負担において、本施設の竣工検査等（竣工検査及び機器、器具、什器備品等の試運転その他の検査を含む。以下同じ。）をそれぞれに係る施設供用の実施開始に先立って行うものとする。
- 2 市は事業者に対し、前項に定めるところの竣工検査等への立会いを求めることができるものとし、事業者は、これに従うものとする。ただし、市は、かかる立会いの実施を理由として本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。
- 3 前項に定めるところの市の立会いの有無を問わず、事業者は市に対して、第1項に定めるところの竣工検査等の結果を、製造メーカー検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添付したうえで、報告するものとする。
- 4 事業者は、別紙7第1項に列挙される図書を作成し、前項の報告とともに、市に対して提出するものとする。

第29条（シックスクールへの対応）

- 1 前条第1項に定めるところの竣工検査等及び第25条に定めるところの市による備品の搬入に先立って、事業者は、要求水準書その他の適用のある入札書類及び事業者提案に従って、本施設におけるホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、それぞれの結果を市に報告するものとする。
- 2 測定値が学校環境衛生の基準（平成4年6月23日文部省体育局長裁定。以後の改訂を含む。以下「学校環境衛生基準」という。）に定められる値を上回った場合、事業者は、自己の責任及び費用負担において、それぞれに係る施設供用の実施開始に先立って是正措置を講ずるものとする。

第30条（法令による完成検査等）

- 1 事業者は、第28条第3項に定めるところに従って竣工検査等報告後速やかに、その日程を7日前に市に対して通知したうえで、自己の責任及び費用負担において、本件工事に係る全ての法令に基づく完成検査をそれぞれに係る施設供用の実施開始に先立って受検するものとする。
- 2 市は事業者に対し、前項に定めるところの完成検査の受検への立会いを求めることができるものとし、事業者は、これに従うものとする。ただし、市は、かかる立会いの実

- 施を理由として本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。
- 3 前項に定めるところの市の立会いの有無を問わず、事業者は市に対して、第 1 項に定めるところの完成検査の受検結果を、検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添付したうえ、報告するものとする。
 - 4 事業者は、別紙 7 第 2 項に列挙される図書を作成し、前項の報告とともに、市に対して提出するものとする。

第 31 条（市による竣工確認）

- 1 市は、第 28 条ないし第 30 条に定めるところの検査等の終了後、以下の各号に定めるところに従って本施設の竣工確認をそれぞれ実施するものとする。
 - (1) 事業者は、工事現場において、建設企業及び工事監理者を立ち合わせ、かつ、工事記録を準備したうえ、市による竣工確認を受ける。
 - (2) 市は、本施設と竣工図書との照合により、それぞれの竣工確認を実施する。
 - (3) 事業者は、事業者による機器、器具、什器備品等の試運転とは別に、機器、器具、什器備品等の取扱いに関し、市に対して説明する。
- 2 市は、前項に基づく本施設が入札書類、事業者提案及び設計図書に従って整備されていないと認める箇所がある場合（第 29 条に定めるところの測定値が学校環境衛生基準に定められる値を上回っている場合を含む。）、事業者に対して是正を勧告することができるものとする。かかる場合、事業者は、自己の責任及び費用負担において、当該勧告に従って当該箇所を是正するものとし、是正措置が完了した後、直ちに市の確認を受けるものとする。

第 32 条（施設供用の実施体制整備）

- 1 事業者は、各本施設に係る施設供用の実施開始に先立って、当該本施設に関し、要求水準書その他の適用のある入札書類及び事業者提案に基づくそれぞれの施設供用の実施体制に必要な人員を確保し、かつ、施設供用業務を遂行するために必要な訓練、研修等を行うものとする。
- 2 事業者は、前項に定めるところの研修等を完了し、かつ、要求水準書その他の適用のある入札書類及び事業者提案に従って当該本施設の施設供用の実施体制を整備のうえで施設供用を開始することが可能となった時点において、市に対してそれぞれ通知を行うものとする。
- 3 市は、前項に定めるところの通知を受領した後、当該本施設に係る施設供用の実施開始に先立って、当該本施設に関し、要求水準書その他の適用のある入札書類及び事業者提案に従った施設供用の実施体制が整備されていることを確認するため、任意の方法により当該本施設の施設供用の実施体制をそれぞれ確認するものとする。

第 33 条（施設供用業務仕様書の提出）

事業者は、本施設の施設供用の実施開始に先立ち、本施設に係る施設供用が開始される

日以降本事業期間が終了する日までの期間を通じた業務遂行に必要な事項を記載した施設供用業務仕様書（図書館分館に関しては、維持管理業務仕様書及び運営業務仕様書をいい、図書館分館以外の本施設に関しては、維持管理業務仕様書のみをいう。以下同じ。）を、要求水準書その他の適用のある入札書類及び事業者提案に基づいて作成したうえ、本施設の維持管理業務仕様書に関しては、第1供用開始予定日の60日前までに、また、図書館分館の運営業務仕様書に関しては、第2供用開始予定日の90日前までに、市に対して提出し、市の確認を得るものとする。

第34条（建設業務完了手続）

1 事業者は、以下の各号に定められるところの事由が全て満たされた場合、市に対し、業務完了届を提出するものとする。市は、当該業務完了届を受領後7日以内に、以下の各号に定めるところの事由が全て満たされているかを確認するものとし、当該事由が全て満たされていることが確認できたときは、事業者による当該本施設の整備に係る業務の履行の完了を証する業務完了証を作成したうえ、事業者に対して交付するものとする。なお、

- (1) 第31条の定めるところに従って後期供用開始屋外運動場を除く本施設の竣工確認が完了したこと。
- (2) 第32条第3項の定めるところに従って図書館分館及び後期供用開始屋外運動場を除くその余の本施設の施設供用体制の整備が完了したことが確認されたこと。
- (3) 第33条の定めるところに従って図書館分館及び後期供用開始屋外運動場を除くその余の本施設の維持管理業務仕様書の確認が完了したこと。
- (4) 第40条の定めるところに従って後期供用開始屋外運動場を除く本施設の引渡し及び所有権移転手続が完了したこと。
- (5) 第54条第2項に定めるところに従って後期供用開始屋外運動場を除く本施設に付保されるべき別紙8第2項に掲げる内容を有する保険の保険証書の写しが市に対して提出されたこと。

2 市は、業務完了証を交付したことを理由として、本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

第3節 工期の変更

第35条（工事の一時停止）

- 1 市は、必要があると認める場合、その理由を事業者に通知したうえで、本件工事の全部又は一部の施工を停止させることができる。この場合、市は必要に応じて、工期を変更し、また、供用開始予定日を変更することができる。ただし、供用開始予定日に変更される場合でも第58条第1項に規定する本契約の期間終了日は変更されないものとする。
- 2 前項に定めるところにより工事が停止された場合、当該工事の停止により事業者に直接生ずる損害、損失又は費用（事業者が工事の再開に備え工事現場を維持し若しくは労

働者、建設機械器具等を保持するために要する費用を含む。)の負担については、市及び事業者は、本契約の他の規定にかかわらず、以下の各号に定めるところに従うものとする。

- (1) 当該工事の停止が市の責めに帰すべき事由による場合は、市がこれらを負担するものとし、市は、事業者と協議のうえ、サービス購入料を増額することなどにより事業者に対して支払うものとする。
 - (2) 当該工事の停止が事業者の責めに帰すべき事由による場合は、事業者がこれらを負担する。
 - (3) 当該工事の停止が法令変更による場合は、別紙 14 に定めるところの負担割合に従い、市又は事業者が負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間の協議により定めるものとする。
 - (4) 当該工事の停止が不可抗力による場合は、別紙 9 に定めるところの負担割合に従い、市及び事業者が負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間の協議により定めるものとする。
- 3 前項第 3 号及び第 4 号の場合、第 62 条第 1 項ないし第 3 項の規定は適用されない。

第 36 条 (工期の変更)

- 1 市は、必要があると認める場合、事業者に対して工期の変更を請求することができる。
- 2 事業者は、その責めに帰すことができない事由により工期の変更が必要となった場合、市に対して工期の変更を請求することができる。
- 3 前二項に定めるところに従って、工期の変更が請求された場合、市と事業者は、その協議により当該変更の可否を決定するものとする。ただし、市と事業者の間における協議の開始から 7 日以内にその協議が調わないときは、市が合理的な工期を定め、事業者に通知するものとし、事業者はこれに従うものとする。
- 4 前項の定めるところにより工期が変更される場合、供用開始予定日を変更することができる。ただし、供用開始予定日に変更される場合でも第 58 条第 1 項に規定する本契約の期間終了日は変更されないものとする。

第 37 条 (工期変更の場合の費用負担)

- 1 前二条の定めるところにより工期が変更された場合、当該工期の変更により市又は事業者において損害、損失又は費用(本事業の遂行にあたり事業者において生ずる追加的な費用を含む。)が生ずるときは、市及び事業者は、その負担について、以下の各号の定めるところに従うものとする。
 - (1) 当該工期の変更が市の責めに帰すべき事由による場合は、市がこれらを負担するものとし、市は、事業者と協議のうえ、サービス購入料を増額することなどにより事業者に対して支払うものとする。
 - (2) 当該工期の変更が事業者の責めに帰すべき事由による場合は、事業者がこれらを負担する。

- (3) 当該工期の変更が法令変更による場合は、別紙 14 に定めるところの負担割合に従い、市及び事業者が負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間の協議により定めるものとする。
 - (4) 当該工期の変更が不可抗力による場合は、別紙 9 に定めるところの負担割合に従い、市及び事業者が負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間の協議により定めるものとする。
- 2 前項第 3 号及び第 4 号の場合、第 62 条第 1 項ないし第 3 項の規定は適用されない。

第 4 節 損害の発生

第 38 条 (第三者に対する損害)

本件工事の施工により第三者に生じた一切の損害、損失又は費用は、事業者がこれを負担するものとし、第三者に対して賠償するものとする。ただし、当該損害等が事業者の責めに帰すべからざる事由により生じた場合（本件工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により当該損害等が生じた場合を含む。）で、第 23 条に基づき付保された保険等により填補されないときは、市がこれらを負担するものとし、第三者に対して賠償するものとする。

第 39 条 (本施設への損害)

- 1 本施設全てに係る施設供用の実施開始前に、不可抗力により、本施設、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料その他建設機械器具等に損害又は追加的な費用が生じた場合、事業者は、当該事実の発生後直ちにその状況を市に通知しなければならない。
- 2 前項の規定による通知を受けた場合、市は直ちに調査を行い、損害又は追加的な費用の状況を確認し、その結果を事業者に通知するものとする。
- 3 第 1 項に規定する損害又は追加的な費用については、別紙 9 に定めるところの負担割合に従い、市及び事業者がそれぞれ負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間の協議により定めるものとする。
- 4 第 1 項の場合、前各項に定める事項を除く他の事項については、市及び事業者は、第 62 条の定めるところに従うものとする。

第 5 節 引渡し

第 40 条 (本施設の引渡し)

- 1 事業者は、本施設（後期供用開始屋外運動場を除く。本条及び第 41 条において同じ。）について第 31 条に定めるところの市による竣工確認がなされた後、第 1 供用開始予定日まで、本施設を市に引き渡し、所有権を市に移転するものとする。この場合、事業者は、本施設について、担保権その他の制限物権等の負担のない、完全な所有権を市に移転するものとする。

- 2 本施設の所有権は、事業者がこれを原始的に取得するものとし、事業者は、本件工事の委託若しくは請負に係る契約においてその旨を規定するものとする。

第41条（施設供用の開始準備）

- 1 事業者は、市が第 1 供用開始予定日に（同日を含む。）、小学校を学校施設として施設供用の実施を開始できるよう、第 31 条の定めるところに従って本施設全ての市による竣工確認を受け、かつ第 40 条に定めるところに従って本施設を市に対して引き渡すものとする。
- 2 各供用開始予定日に先立って本施設の施設供用が開始された場合であっても、サービス購入料については、これを増額しない。
- 3 事業者は、第 40 条の定めるところに従って本施設の所有権が移転された日から施設供用が開始される日までの期間において、要求水準書その他の適用のある入札書類及び事業者提案に基づき、本施設の維持管理業務を実施し、また、市による小学校及び放課後児童クラブの運営開始のための必要な準備に協力するものとする。この場合、維持管理業務に関する本契約の規定が適宜読み替えて準用されるものとする。
- 4 事業者は、第 40 条の定めるところに従って引渡日から第 2 供用開始予定日までの期間において、要求水準書その他の適用のある入札書類及び事業者提案に基づき、図書館分館の運営開始のための必要な開館準備を行うものとする。

第42条（施設供用開始の遅延）

- 1 市の責めに帰すべき事由により (i) 図書館分館及び後期供用開始屋外運動場を除くその余の本施設に係る施設供用の実施開始が第 1 供用開始予定日より遅延した場合、(ii) 図書館分館に係る施設供用の実施開始が第 2 供用開始予定日より遅延した場合、又は (iii) 後期供用開始屋外運動場に係る施設供用の実施開始が第 3 供用開始予定日より遅延した場合、市は、当該遅延に伴い事業者において生ずる損害及び費用（本事業を遂行するにあたり事業者において当該遅延により生じた合理的な追加的な費用を含む。）を負担するものとし、市は、市と事業者との間の協議により決定されるところに従って、事業者に対してこれを支払うものとする。
- 2 市の責めに帰すべからざる事由により (i) 図書館分館及び後期供用開始屋外運動場以外の本施設に係る施設供用の実施開始が第 1 供用開始予定日より遅延した場合、(ii) 図書館分館に係る施設供用の実施開始が第 2 供用開始予定日より遅延した場合、又は (iii) 後期供用開始屋外運動場に係る施設供用の実施開始が第 3 供用開始予定日より遅延した場合、事業者は、各供用開始予定日から実際に各施設の施設供用が開始された日までの期間（実際に施設供用された日は含まない。）について、その施設整備に係る対価に相当する額につき年 3.4%の割合による金額に相当する遅延損害金を遅延日数に応じて日割り計算により、直ちに市に対して支払うものとし、また、当該遅延損害金を超える損害又は費用（本事業を遂行するにあたり事業者において当該遅延により生ずる追加的な費用を含む。）があるときは、事業者はそれらを負担し、又は、直ちに市に対して支払うものとする。

のとする。なお、本契約に従い市が事業者に対して本件工事に係る設計又は本件工事につき第 13 条、第 27 条、第 31 条による是正を勧告したことにより市に対する本施設に係る施設供用の実施開始が遅延した場合も、本項が適用されるものとする。

- 3 前二項にかかわらず、(i)本施設の施設供用の実施開始の遅延が不可抗力による場合における当該遅延に伴い生ずる合理的な範囲の損害及び費用に相当する額のうち別紙 9 に定める事業者の負担割合により算出される額、並びに、(ii)本施設の施設供用の実施開始の遅延が法令変更による場合における当該遅延に伴い生ずる合理的な範囲の損害及び費用に相当する額のうち別紙 14 に定める事業者の負担割合により算出される額については、事業者がこれを負担するものとする。
- 4 本契約の定めるところに従って供用開始予定日が変更された場合には、第 2 項の遅延損害金並びに第 3 項の損害及び費用は、市と事業者とが合意のうえ変更した供用開始予定日より遅れたときに、発生するものとする。

第 43 条 (瑕疵担保責任)

- 1 市は、本施設に瑕疵がある場合、事業者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補（備品については取り替えも含む。以下同じ。）に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が軽微であり、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、この限りでない。
- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、それぞれ施設供用が開始された日から 2 年以内にこれを行うものとする。ただし、その瑕疵が事業者の故意又は重大な過失により生じた場合、又は「住宅の品質確保の促進等に関する法律」（平成 11 年法律第 81 号）第 94 条に規定する構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分について生じた場合（構造耐力上又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）には、当該請求を行うことのできる期間は、これを 10 年とする。
- 3 前二項にかかわらず、市は、市による竣工確認の際に、瑕疵があることを知ったときは、直ちにその旨を事業者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、事業者がその瑕疵のあることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 本施設の全部又は一部が第 1 項の瑕疵により滅失又は毀損したときは、市は、第 2 項に定める期間内で、かつ、その滅失又は毀損を市が知った日から 1 年以内に第 1 項の権利を行使しなければならない。
- 5 事業者は、別紙 10 に定める様式により、建設企業に、市に対し本条による瑕疵の修補及び損害の賠償をなすことについて保証させ、かかる保証書を市に対して提出するものとする。

第5章 施設供用業務

第1節 総則

第44条（本施設の施設供用）

- 1 事業者は、各本施設に係る施設供用業務を、当該本施設に係る施設供用開始予定日に開始するものとする。
- 2 事業者は、各本施設に関し、日本国の法令を遵守のうえ、本契約、入札書類及び事業者提案に従って、当該本施設に係る施設供用業務をそれぞれ実施するものとし、そのうちの運營業務の実施においては、地自法第244条の2第3項の規定並びに市によって制定された図書館分館に係る設置条例の関連規定並びに市から指定管理者に指定されるにあたって付された指定条件を遵守し、指定管理者として図書館分館を管理するものとする。

第45条（費用負担）

- 1 維持管理業務に伴う資機材及び消耗部品等は、事業者の費用負担において、事業者がこれを調達して消費するものとする。
- 2 施設供用業務の遂行にあたって必要となる光熱水費は、全て市の負担とする。

第46条（第三者による実施）

- 1 事業者は、施設供用業務のうち、維持管理業務を維持管理企業に委託し又は請け負わせるものとし、維持管理企業以外の第三者に、全部又は大部分を委託し又は請け負わせてはならない。ただし、かかる第三者の商号、所在地その他市が求める事項を市に事前に通知したうえ、市の事前の承諾を得た場合はこの限りでない。
- 2 事業者は、施設供用業務のうち、運營業務を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、指定管理者以外の者が行うことが法令によって許容される運營業務に係る個別事務は、運営個別事務受託者に対して委託し又は請け負わせることができる。
- 3 事業者は、施設供用業務の一部（ただし、運營業務については、指定管理者以外の者が行うことが法令によって許容される運營業務に係る個別事務に限る。）を維持管理企業又は運営個別事務受託者以外の第三者に委託し、又は請け負わせる場合、事前に当該第三者の商号、所在地その他市が求める事項を市に届け出るものとする。当該第三者又は維持管理企業若しくは運営個別事務受託者がさらに第三者に施設供用業務の一部を再委託し、又は下請けさせる場合も同様とする。
- 4 維持管理企業若しくは運営個別事務受託者その他施設供用業務に関して事業者又は維持管理企業若しくは運営個別事務受託者が使用する一切の第三者（以下「施設供用業務従事者」という。）に対する施設供用業務の委託又は請負は全て事業者の責任において行うものとし、施設供用業務従事者の責めに帰すべき事由は、全て事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

第47条（施設供用の実施計画）

- 1 事業者は、本施設の施設供用が開始された日以降、各事業年度における各本施設の年間施設供用計画書（図書館分館に関しては、年間維持管理業務計画書及び運営業務計画書をいい、図書館分館以外の本施設に関しては、年間維持管理業務計画書のみをいう。以下同じ。）を作成し、年間維持管理業務計画書に関しては、当該事業年度が開始する30日前までに、また、運営業務計画書に関しては、当該事業年度が開始する60日前までに、それぞれ市に提出したうえ、その承諾を得るものとする。
- 2 前項の定めにかかわらず、各本施設に係る第1回目の年間施設供用計画書は、当該本施設の施設供用が開始された日が属する事業年度を対象年度とし、当該本施設の施設供用が開始されるときまでに、それぞれ市に提出するものとする。

第48条（施設供用の実施体制）

- 1 事業者は、要求水準書その他の適用のある入札書類及び事業者提案に基づき、施設供用業務に従事する者（以下「従事職員」という。）の名簿を市に提出し、従事職員に異動があった場合、その都度報告しなければならない。
- 2 市は、事業者の従事職員がその業務を行うのに不相当と認められるときは、その事由を明記して、事業者に対しその交代を求めることができ、事業者はこれに従うものとする。

第49条（情報管理）

- 1 事業者は、本事業期間中及び本契約の終了後においても、運営業務の実施に付随関連して知り得た個人情報の取扱いに関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び富士見市個人情報保護条例（平成15年富士見市条例第3号）その他の法令に従うほか、次の各号の定めを遵守するものとする。
 - (1) 事業者は、「図書館の自由に関する宣言」（1979年日本図書館協会改訂）、「図書館員の倫理綱領」（1980.6.4 日本図書館協会総会決議）等に基づき、業務上知り得た図書館利用者の個人情報等を漏らす等、利用者のプライバシーを侵す行為をしてはならない。
 - (2) 事業者は、図書館利用者の個人情報等の安全管理に努め、これらの流出防止に必要な手段、保有する必要がなくなった場合の手段を講じる。
 - (3) その他の市が定める個人情報の取扱等に関する諸規定を遵守する。
- 2 前項のほか、事業者は、運営業務遂行に伴う情報機器の使用にあたっては、市で定める情報セキュリティ関連規定を遵守するものとする。

第50条（本施設の修繕・更新）

- 1 事業者は、要求水準書その他の適用のある入札書類及び事業者提案並びに年間施設供用計画書に基づき、図書館分館の修繕・更新（大規模修繕を除く。）を行うものとする。

2 第 51 条第 2 項所定の報告のほか、年間施設供用計画書に記載のない修繕・更新を実施する必要が生じた場合、事業者は、市に対してその内容その他市が求める事項を通知し、かかる実施を要する修繕が大規模修繕以外の修繕・更新の場合は、次の各号の定めに従うものとする。

- (1) 事業者は、自己の費用で適時にかつ適切な方法で当該修繕・更新を行うものとする。
- (2) 前(1)号の定めにかかわらず、修繕・更新の実施に費用の支出が見込まれるものを実施する必要が生じた場合は、その旨を速やかに市に通知するものとする。この場合、事業者は、当該通知後 10 日以内に、当該修繕・更新の具体的な実施計画に関し、個別の計画書を、当該修繕・更新に関する業者見積りを添えて提出し、費用負担及び対応について市と協議のうえ、その協議に従って、事業者は、当該修繕を実施する。
- (3) 前二号の定めにかかわらず、当該修繕・更新が市の責めに帰すべき事由に基づくものであるときは、市が当該修繕・更新に要する費用を負担する。

3 施設供用業務開始時以後、本施設の大規模修繕を行う必要が生じた場合には、市は、自己の責任と費用負担において、かかる大規模修繕を行うことができ、必要があると認めるときは、事業者による施設供用業務の一部の実施を中止させることができる。この場合、市は、事業者との間において、サービス購入料のうち施設供用の対価に相当する額の減額について、協議することができるものとし、かかる協議開始から 60 日以内に協議が調わない場合には、市は、中止された施設供用業務を勘案してサービス購入料のうち施設供用の対価から合理的な金額を減額できるものとし、事業者はこれに従うものとする。

第 51 条（非常時又は緊急時の対応等）

- 1 事業者は、非常時又は緊急時の対応が必要となる事態が発生した場合、維持管理業務仕様書に基づき、発生した事態に応じて直ちに必要な措置を講じるとともに、市及び関係機関に報告するものとする。
- 2 事業者が本施設の不具合及び故障等を発見した場合、又は市の職員等により本施設の不具合及び故障等に関する通報や苦情を受けた場合、事業者は、直ちに市と協議の上で発生した事態に応じて直ちに必要な措置を講じるものとする。この場合において、緊急に対処する必要があると判断した場合は、事業者は、速やかに適切な応急処置を行ったうえで、市に報告するものとする。ただし、軽微なものについては、その直後に提出される維持管理業務報告書の提出をもって市に対する報告に代えることができるものとする。
- 3 前各項の定めるところに従って実施された業務により発生した増加費用及び事業者が被った損害は、本契約に別段の定めがない限り、事業者が負担するものとする。

第2節 モニタリング

第52条（施設供用の業務報告）

事業者は、本施設の施設供用が開始された日から本事業期間終了日までの間、要求水準書その他の適用のある入札書類及び事業者提案に基づき、別紙 11 の定めるところに従って、本施設の施設供用状況を正確に反映した業務報告書を作成し、提出するものとする。

第53条（モニタリングの実施）

1 市は、自らの責任及び費用負担において、施設供用業務に関し、本施設が利用可能であること並びに要求水準書に示された業務の水準及び内容（ただし、事業者提案がより優れた又はより厳しい水準又は内容を提案しているものについては、提案された水準とする。以下「業務水準」という。）に従ったサービスが提供されていることを確認するため、要求水準書に記載される項目に従い、以下の方法によりモニタリングを実施するものとする。

(1) 業務報告書の確認

市は、前条に定めるところに従い事業者が市に対して提出した業務報告書を確認する。

(2) 立入検査

市は、必要に応じて随時、本施設に対する立入検査を行う。

(3) 利用者アンケート

市は、必要に応じて、本施設について教職員、児童又は図書館利用者その他の利用者へのアンケートを行う。

(4) その他の方法

市は、上記各号に記載される方法のほか、必要と認めるときは、随時、任意の方法（施設巡回、業務監視、事業者に対する説明要求及び立会いを含むが、これに限られない。）によりモニタリングを実施するものとする。

2 市は、前項の確認の結果、本施設の施設供用状況が業務水準を満足していないと判断した場合、事業者に対してその是正を勧告することができるものとする。かかる是正勧告が行われた場合、事業者は、別紙 13 の規定に従い是正勧告を受けた日から 10 日以内に、それに対応する是正計画書を作成し、市に対して提出したうえ、是正措置をとるものとし、また、第 52 条の定めるところに従い作成及び提出される業務報告書において、その対応状況を市に対して報告する。

3 市は、モニタリングの実施を理由として、本事業の実施の全部又は一部について、何ら責任を負担するものではない。

第54条（損害の発生）

1 事業者は、本施設の施設供用に際して、事業者の責めに帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えた場合、市又は第三者が被った損害を負担するものとし、市又は第

三者の請求後これを賠償するものとする。

- 2 事業者は、前項に定める損害賠償に係る債務を担保するため、本施設の施設供用開始時から本事業の終了にいたるまでの期間につき、自己又は施設供用業務従事者をして、別紙 8 第 2 項にその概要が記載される保険に加入し又は加入させるものとする。
- 3 前項の定めるところに従って保険に加入し又は加入させた場合、事業者は、当該保険に係る保険証券又はその他の書面で保険の内容を示すものを、その加入後速やかに、市に提出して、市の確認を受けなければならない。

第 6 章 サービス購入料の支払

第 55 条 (サービス購入料の支払)

市は、事業者に対して、別紙 12 に定めるところの算定方法及びスケジュールに従い、サービス購入料を支払うものとする。なお、サービス購入料債権は一体不可分のものであるが、かかる債権に基づき支払われるサービス購入料は、本施設の施設整備に係る対価及び施設供用に係る対価に分割して計算するものとする。

第 56 条 (サービス購入料の改定)

前条にかかわらず、サービス購入料は、別紙 12 に定めるところに従い改定される。

第 57 条 (サービス購入料の減額)

第 53 条の定めるところに従い行われたモニタリングの結果、本施設の施設供用につき業務水準を満たしていない事項が存在することが市に判明した場合、市は事業者に対して、別紙 13 に定めるところに従い、当該事項の改善又は復旧を行うよう勧告することができ、また、サービス購入料のうち施設供用に係る対価の減額、返還若しくは支払留保又は維持管理企業の変更を求めることができる。事業者は、これらに従うものとする。

第 7 章 契約の終了

第 58 条 (契約期間)

- 1 本契約の契約期間は、本契約締結の日から平成 35 年 3 月末日までとする。ただし、本契約の定めるところに従って本契約が解除されたときは、本契約は、その時点において終了する。
- 2 事業者は、本事業期間の満了による終了にあたっては、市に対して、市が継続使用できるように本施設の施設供用に関して必要な事項を説明し、かつ、事業者が用いた施設供用に関する操作要領、申し送り事項その他の資料を提供するほか、引継ぎに必要な協力を行う。

第59条（市の事由による解除）

市は、本事業の実施の必要がなくなったか又は本施設の転用が必要となったと認める場合には、180 日以上前に事業者へ通知のうえ、本契約の全部（一部は不可。ただし、市による竣工確認が完了している部分は除く。以下同じ。）を解除することができる。

第60条（事業者の債務不履行等による解除）

1 次の各号の一に該当するときは、市は、特段の催告をすることなく、本契約の全部を解除することができる。

- (1) 事業者が、本件工事に係る設計又は本件工事に着手すべき時期を過ぎててもそれらに着手せず、かつ、市が相当の期間を定めて催告しても、当該遅延につき事業者から市が満足する説明が得られないとき。ただし、事業者の責めに帰すべからざる事由による場合には、この限りでない。
- (2) 各供用開始予定日から 60 日が経過しても施設供用が開始されるべき本施設に係る施設供用の実施開始ができないとき又は各供用開始予定日から 60 日以内に施設供用開始できる見込みがないことが明らかであるとき。ただし、事業者の責めに帰すべからざる事由による場合はこの限りでない。
- (3) 事業者が、その破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手續の開始その他これらに類似する倒産手續の開始の申立てを取締役会において決議したとき、又は第三者（事業者の取締役を含む。）によって、かかる申立てがなされたとき。
- (4) 事業者が、第 52 条の定めるところに従い作成する業務報告書に著しい虚偽の記載をしたとき。
- (5) 事業者が本契約上の義務に違反し、かつ、市が相当期間を定めて催告したにもかかわらず、かかる相当期間内にその違反が治癒されないとき。
- (6) 事業者の責めに帰すべき事由により事業者が図書館分館の指定管理者としての指定を取り消されたか又は図書館分館の管理の全部停止を命じられたとき。
- (7) 前各号に規定する場合のほか、事業者が本契約上の義務に違反し、その違反により本事業の目的を達することができないことが明らかであるとき。

2 市は、前項各号に定めるところのほか、第 53 条第 1 項の定めるところに従って実施されたモニタリングの結果、事業者が実施する施設供用業務の水準が業務水準を満たさないと判断した場合、同条第 2 項の定めるところに従って事業者に対してその是正を勧告するほか、別紙 13 の定めるところに従い本契約の全部を解除することができる。

第61条（市の債務不履行による解除等）

- 1 市が本契約上の義務に違反し、かつ、事業者による通知の後 60 日以内に当該違反を是正しない場合、事業者は、本契約の全部を解除することができる。
- 2 市が本契約の定めるところに従って履行すべきサービス購入料その他の金銭の支払を遅延した場合、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ、年 3.4%の割合で計算した

額（1年を365日として日割計算とする。）を事業者に対し遅延損害金として支払うものとする。

第62条（法令の変更及び不可抗力）

- 1 法令の変更若しくは不可抗力により、本契約及び業務水準に従って、本施設の整備ができなくなったとき若しくは施設供用ができなくなったときその他本事業の実施が不可能となったと認められる場合、又は、法令の変更若しくは不可抗力により、本契約及び業務水準に従って、本施設の整備又は本施設の施設供用を行なうために損害の負担又は追加的な費用が必要な場合、事業者は市に対して、速やかにその旨を通知するものとし、市及び事業者は、本契約及び要求水準書の変更並びに追加的な費用の負担その他必要となる事項について、協議するものとする。
- 2 法令変更又は不可抗力が生じた日から60日以内に前項の協議が調わない場合、市は事業者に対して、当該法令変更又は不可抗力に対する対応を指図することができる。事業者は、かかる指図に従い、本事業を継続するものとし、また、損害又は追加的な費用の負担は、別紙9及び別紙14に記載する負担割合によるものとする。
- 3 前項の定めるところにかかわらず、法令変更又は不可抗力が生じた日から60日以内に第1項の協議が調わない場合、市は、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 4 市は、第14条第3項第3号及び第4号、第35条第2項第3号及び第4号、第37条第1項第3号及び第4号、並びに第39条第3項の規定による市の増加又は追加的な費用の負担が過大になると判断した場合には、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

第63条（特別措置等によるサービス購入料の減額）

- 1 法令変更により、要求水準書又は事業者提案の変更が可能となり、かかる変更によってサービス購入料の減額が可能な場合、市及び事業者は、協議により要求水準書又は事業者提案について必要な変更を行い、サービス購入料を減額するものとする。
- 2 本契約に規定されたもの以外でPFI事業に関する特別な措置（事業者の税の軽減を目的とする措置を含む。）が生じた場合、市と事業者とは、サービス購入料の減額を目的として、その算定方法及び支払条件等について見直しのための協議を行なうものとし、協議が調ったときは、サービス購入料を減額するものとする。

第64条（施設供用開始前の解除の効力）

- 1 全ての本施設の施設供用が開始される前に第59条ないし第62条の定めるところにより本契約が解除された場合、本契約は将来に向かって終了するものとし、市及び事業者は、以下の各号に定めるところに従って、本施設（出来形部分を含む。）を取り扱うものとする。

(1) 第60条に定めるところにより本契約が解除された場合で、市が当該解除後に本施